



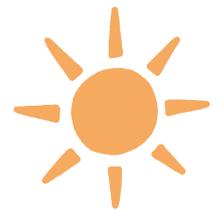
『住宅版エコポイント制度』とは！

新築住宅については、**平成21年12月8日以降翌年12月31日までに建築着工したもので、補正予算の成立日以降に、工事が完了し、引き渡された住宅が対象となります。**外壁や窓の断熱性が高く、冷暖房の消費電力が少ない新築住宅や、断熱材を使った改築や改修も対象に加えられます。省エネ等級4の基準あるいは省エネラベルの基準のいずれかに適合していることが必要です。

「住宅版エコポイント」の申請には、エコポイント対象住宅証明書が必要ですが、下記1~4の**いずれかがある場合エコポイント対象住宅証明書は不要**です。(1~4のいずれかと必要書類を合わせて、エコポイント申請)



1. 設計・建設住宅性能評価書 (省エネ等級4)
2. 長期優良住宅認定通知書または技術的審査適合証
3. フラット35S (省エネ) 適合証明書 (20年でも可)
4. 住宅事業建築主基準適合証 (省エネラベル)



2. 長期優良住宅や3. フラット35S (省エネ適合基準) を利用しなくても**高効率給湯設備**や**太陽光発電設備**を設置して**エネルギー消費量10%の削減**に相当させれば4. 省エネラベルも適合を受けられます。



太陽光ラベルで補助金も **GET!!**

太陽光パネルを**平成22年3月31日**までに申請をして設置すると**1kWあたり7万円の補助金**が受けられます。全国平均で約25.5万円。さらに電力会社の買取が10年間行われ、一般消費者の家庭の標準で年間約10万円に相当します。自治体により補助金の有無等の相違がありますが、日中の節約分を考慮して約185万円の太陽光発電システム購入は10年で元が取れる試算になっています。

エコポイント申請方法



新築エコポイントで約30万円、エコリフォームで最大約15万円といわれています。エコポイント交換対象商品は、**商品券**、**プライベートカード**、**地域産品**など、すでに実施されている**家電エコポイントと同様**のものになる見通しです。

家電版エコポイント交換商品例

商品券・プリペイドカード (オレンジカード、バスカード、おこめ券、ビール共通券、おすし券、ゆうえんち券、旅行券等)、地域商品券、全国版の地域産品、省エネ・環境配慮製品 (提携通販カタログなどからエコ商品を選択する)、環境活動を行っている団体への寄付など